

<令和4年度労働保険年度更新について>

6月から労働保険年度更新の手続きが始まります。

事業主は、新年度の概算保険料を納付するための申告・納付と前年度の保険料を清算するための確定保険料の申告・納付手続きが必要です。これが「年度更新」の手続きです。

申告及び納付は、法定の期限7月11日(月)までをお願いします。

なお、5月中の受付はできません。

年度更新申告書の書き方等については、年度更新申告書計算支援ツールを活用していただき、Youtube 動画でも案内を行っていることから、積極的に活用いただきますようお願いいたします。また、不明な点につきましては、コールセンター(Tel0120-165-180)、愛知労働局労働保険適用・事務組合課、各労働基準監督署へお問い合わせください。

作成されました申告書は、新型コロナウイルスの感染状況の拡大に伴い、ご協力いただける範囲で、愛知労働局労働保険適用・事務組合課へ郵送・電子申請等の接触機会を減らす方法での提出をお願い致します。

建設工事にかかる労災保険につきまして、金融機関へ提出される場合は、一括有期事業報告書及び総括表は金融機関では受け取ることができませんので、申告書のみ提出いただき、一括有期事業報告書及び総括表は、別途、愛知労働局労働保険適用・事務組合課へ郵送されるか、直接提出してください。

労働保険料口座振替を利用されている場合は金融機関へは提出できませんので、申告書は愛知労働局労働保険適用・事務組合課に提出してください。

【概算保険料(雇用保険分)算定にかかる留意事項について】

令和4年度においては、年度途中で雇用保険率に変更されることから、雇用保険率の適用期間ごとに保険料額の計算を分けていただく必要があります。

それに伴い概算保険料(雇用保険分)算定内訳を別途計算いただく欄が集計表に新たに設けられており、申告書についても、雇用保険料率が印字されていないなど前年度と変更されている点がございますので、ご注意ください。